

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に定める「研究機関の長」に関する申合せ事項

川崎医療短期大学における、「人を対象とする生命科学・医学系研究」の円滑な実施のため、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和３年文部科学省・厚生労働省・経済産業省第１号（令和４年３月１０日一部改正及び令和５年３月２７日一部改正））第２章 第５ ２（８）の規定に基づき、以下のことについて申し合わせる。

- 1 学校法人川崎学園 理事長は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に定める権限を、川崎医療短期大学長に委任する。

附 則

この申合せ事項は、令和７年４月１日から適用する。